

ニュースレター 第28号 令和2年5月

日本F H協議会

このニュースレターは、日本F H協議会会員の方にできるだけ早急にお知らせしなければならない情報や知っておいてもらいたい1つないし2つの情報を送ります。必要ならプリントしてあるいは保存しておいてください。

子ども達への一律10万円の 給付金の使途は制限がありません

子どもたちのために遣ってください（厚労省担当係）

新型コロナウイルスの蔓延から政府は一律に全員定額給付金10万円の給付を決定しました。このニュースは皆様ご存知の通りで、5月の早期から給付が始まる予定です。

この件に関して、子どもへの給付については、使用してはならないという事を言っている県があります。その件について、役員会で4月に厚労省担当者に確認。

厚労省の「子ども家庭局 家庭福祉課 指導係」（このセクションはF H、里親を担当しています。）に確認したところ

「**10万円の使用用途の制限はない**」（保護者ではなく、生活の実態のある場での使用）という回答を得ましたのでお知らせします。

なお、こども手当とは違って将来のための貯蓄とは異なります。**子どもたちの了解**のもとで使用するようになります。厚労省では今後のオンライン授業などで使う可能性のあるタブレット等の話も具体的にでていました。

支給は、子どもたちの通帳に振り込まれます。

使った費用には領収書が求められることもあります。保管を!!

以上は、**日本F H協議会役員会としての了解事項です。**

これから、都道府県の担当課から、「こども手当と同様な扱いを」という事やその他の事項が提案された時には、上記のことをお話しください。

また、その他様々なことでお困りなことがありましたら、各都道府県代表者⇒ブロック理事⇒事務局長 と流して全体のものにしてください。

事務局長 小松

メルアド wanzuhausu@yahoo.co.jp

☎ 090-6666-4230